

殿

警 告 書

自動車分解整備事業を経営する場合には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条により、自動車の分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならないとされている。

認証を受けずに自動車の分解整備を反復継続して行う行為は、同法第78条の規定に違反することとなるので、絶対に行わないよう警告する。

なお、本警告を無視して違反行為を行った場合には、法令に照らし厳正な措置をとることがあるので、念のため申し添える。

平成 年 月 日

○○運輸局長

(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)

又は○○運輸支局長

(沖縄県にあっては陸運事務所長)

様式2

殿

## 警 告 書

自動車分解整備事業の経営は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条により、自動車の分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長(沖縄県の場合は沖縄総合事務局長)の認証を受けなければ行ってはならない。

貴殿は、先般、平成 年 月 日付けで警告したにもかかわらず、未だ自動車の分解整備を行っていることが確認されたので、今後、絶対に行わないよう再度警告する。

本警告を無視して違反行為を行った場合には、法令に照らし厳正な措置をとることがあるので、申し添える。

平成 年 月 日

○○運輸局長

(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)

又は○○運輸支局長

(沖縄県にあっては陸運事務所長)